

『知』の集積と活用の中による研究開発モデル事業」
審査実施要領

第1 趣旨

『知』の集積と活用の中による研究開発モデル事業」の委託予定先の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 「知」の集積と活用の中による研究開発モデル事業の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、基礎的委託研究評議委員会運営規則(平成15年10月1日付15規則第45号)第6条で組織する評議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)所長が、評議委員(以下「委員」という。)として委嘱した外部専門家により構成するものとする。外部専門家は、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)から承認が得られた者とする。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、審査対象となる提案書の研究開発計画に参画する研究者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。
利害関係を有する場合とは、委員が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該提案書の中で研究代表者、研究実施責任者、研究分担者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署(学科、研究領域等)に所属する場合。
 - (3) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに相当ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。委員長は、委員長代理を委員の中から指名し、委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、原則として、書類審査及び面接審査の2段階で行うものとする。ただし、書類審査については、審査対象提案数により、省略することができるものとする。
- 2 応募のあった提案書は、まず、書類の不備を確認し、生研支援センター所長は、面接審査の対象となる提案書を確定する。
- 3 生研支援センター所長は、面接審査を実施する提案書について、応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。)に対し、提案書を説明する面接審査を実施する旨通知する。その際、応募者が所属する研究開発プラットフォームのプロデューサー及び研究コンソーシアムの研究代表者の出席を求めるものとする。
- 4 面接審査に際しては、委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 5 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。
- 7 委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 8 面接審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員の採点の平均点(以下「平均点」という。)を提案書の評点とする。
ただし、第2の3により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。
- 2 書類審査は、各委員の採点の平均点の高い提案書の提案者の順に、選定するものとし、平均点が50点未満の提案書は選定しないものとする。
- 3 面接審査は、課題ごとに行うこととし、書類審査で選定された提案書について、第3の5の面接審査後の議論を経た上で、平均点の高い提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が70点未満の提案書の応募者、又は審査基準の1つ以上において「E」の評価があった提案書の応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。
なお、複数の提案書が同一の得点を得ている場合、以下の順番で提案書の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い提案書の提案者を委託予定先とするものとする。
 - (1) Aの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
 - (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合には委員長が委託予定先を決定する。
- 4 委員長から報告された委託予定先について、生研支援センター所長は、運営委員会に報告し、本審査実施要領に適合していることの確認を受けるものとする。
- 5 生研支援センター所長は、4の確認を得た場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名(研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名)をホームページにおいて公表するものとする。
- 6 委員長は、いずれの提案書の提案者も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月21日から実施する。

別表

「知」の集積と活用場による研究開発モデル事業
審査基準

審査項目	審査基準・配点			
事業趣旨との整合性	提案された研究開発の内容が、「平成28年度からの『知』の集積と活用場の構築に向けた展開方向」の趣旨に合致したものであること。	A：合致 B：概ね合致 C：一部合致しない D：合致しない点が散見 E：合致していない	10点 8点 6点 4点 2点	(1)
目標・計画の実現性	農林水産・食品分野の成長産業化の礎となる技術が示され、その実用化に向けた目標・計画及び将来的なビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。	A：きわめて高い B：十分高い C：実現性を有する D：不十分な点が散見 E：不十分	10点 8点 6点 4点 2点	(2)
社会・経済へのインパクト	プロデューサーは、本研究会が開発する技術が、生産者の所得向上や社会・経済へのインパクトが期待できるものと理解し、イノベーションを引き起こそうとしているか。	A：期待できる B：概ね期待できる C：一部期待できない D：期待できない項目が散見 E：期待できない	10点 8点 6点 4点 2点	(3)
産学官連携の取組	研究開発プラットフォームが目的達成に十分なもので構成されており、その中から産学官連携研究に必要な体制が組織されていること、及び産学の役割分担が明確になっているとともに、産学官連携（異分野連携を含む。）に関する十分な取組実績があること。	A：きわめて高い B：十分高い C：取組を有する D：不十分な点が散見 E：不十分	10点 8点 6点 4点 2点	(4)
目標・計画の具体化	研究会内の知的財産の取扱いに関する基本的な方針が、研究成果の迅速な商品化・事業化に結びつくものになっていること。	A：きわめて高い B：十分高い C：商品化・事業化に結びつく D：不十分な点が散見 E：不十分	10点 8点 6点 4点 2点	(5)

研究開発の実現可能性・体制	参画する研究機関等は、担当する研究開発を遂行するために十分な施設・設備を有しているか。	A：非常に優れている 10点 B：優れている 8点 C：必要な施設・設備を有する 6点 D：一部有していない 4点 E：ほとんどを有していない 2点	(6)
	参画する研究機関等は、研究開発の目標達成に向けた高い研究能力を有しているか。	A：非常に優れている 10点 B：優れている 8点 C：必要な研究能力を有する 6点 D：一部有していない 4点 E：ほとんどを有していない 2点	(7)
	代表機関は、研究開発の進行、予算の執行及び知的財産等の取扱に関する管理能力に優れているか。	A：きわめて優良 10点 B：優良 8点 C：概ね優良 6点 D：優れていない点が散見 4点 E：優れていない 2点	(8)
	研究開発計画は、実現する可能性のある研究開発計画となっているか。	A：十分可能 10点 B：概ね可能 8点 C：一部不十分 6点 D：可能でない項目が散見 4点 E：不可能 2点	(9)
	自己資金を拠出する企業等はマッチングファンド条件を満たせる資金を提供できる能力を有しているか。	A：きわめて優良 10点 B：優良 8点 C：概ね優良 6点 D：優れていない点が散見 4点 E：優れていない 2点	(10)
<コメント>			

※ コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点(研究内容・研究実施期間、研究開発費等)について具体的に記載願います。
特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。

